

B型・C型肝炎ウイルスが原因の

「肝がん」や「重度肝硬変」の医療費は、

治療2月目から助成が受けられます。

○医療費の助成には下記の条件があります

□【条件1】肝がん・重度肝硬変で入院又は通院※

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、入院治療又は通院治療を受けており、年収約370万円以下（下表の所得区分に該当）であることが条件となります。また、医療費の助成を受ける際に必要となる「医療記録票」を医療機関や保険薬局（通院の場合）に記載してもらってください。

※通院は「分子標的薬（レンビマカプセル等）を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」及び「粒子線治療」に係る医療費が対象です。

□【条件2】一定額以上を窓口で負担

入院又は通院による医療費の自己負担額が高額療養費の基準額（下表のひと月の上限額）を超える必要があります。

□【条件3】参加者証の取得

令和6年4月以降に条件1の治療を受ける場合、過去24月で条件1、2に該当する月がありましたら、指定医療機関に「臨床調査個人票」を記載してもらい、静岡県に「参加者証」の交付を申請してください。交付申請に必要な書類は裏面をご確認ください。

□【条件4】医療費の助成

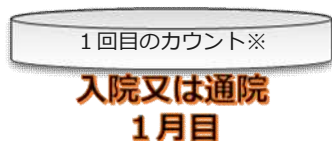
条件1～3を満たした上で、過去24月で2月目以降となる高額療養費の基準額を超える入院医療又は通院医療を指定医療機関で受けた場合、自己負担額が1万円となるよう医療費の助成を受けることができます。

年齢区分	所得区分（限度額適用認定証等における適用区分）		窓口負担割合	ひと月の上限額（世帯ごと） 【多数回該当】	
				外来（個人ごと）	
70歳未満	工	～年収約370万円 健保：標準26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	3割	-	57,600円 【多44,400円】
	オ	住民税非課税		-	35,400円 【多24,600円】
70歳以上	一般	年収約156万～約370万円 健保：標準26万円以下 国保・後期：課税所得145万円未満等	70歳～74歳 2割	18,000円 (年14万4千円)	57,600円 【多44,400円】
	Ⅱ (低所得Ⅱ)	住民税非課税	75歳以上	8,000円	24,600円
	Ⅰ (低所得Ⅰ)	住民税非課税 (年金収入80万円以下など)	1割	8,000円	15,000円

※ カウントの方法

肝がんや非代償性肝硬変の医療費の一部負担金（1割～3割）が高額療養費算定基準額を超えた場合カウントします。

医療費の助成！



この間に、静岡県へ参加者証の交付申請を行ってください。

連続した2か月である必要はありません。



助成対象月を含む過去24か月以内に2月（2回）以上

「医療記録票」の交付を受けてください。

「臨床調査個人票」の作成を医療機関に依頼してください。

受診の際は医療機関の窓口に参加者証を提示してください。

会計の際に医療機関や保険薬局（通院の場合）の窓口で医療記録票への医療費等の記載を依頼してください。

【参加者証の交付申請に必要な書類】

以下の書類を県疾病対策課に郵送してください。

参加者証交付申請書（様式第3号）

臨床調査個人票及び同意書（様式第4号）

医療記録票の写し（様式第2号）

本人の加入医療保険がわかる書類の写し

※以下①～③のいずれかをご提出ください。

①「資格確認書」の写し

②「資格情報のお知らせ」の写し

③マイナポータルから確認できる「資格情報」画面を印刷したもの

本人の限度額適用区分がわかる書類の写し

限度額区分の確認は、原則として以下①～③のいずれかにより行います。

①資格確認書の写し（限度額認定証等の適用区分が記載されているもの）

※資格確認書に限度額区分が記載されるかどうかは、保険者により異なります。

②マイナポータルから確認できる「資格情報」画面を印刷したもの

③限度額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し（以下、限度額認定証等）

※保険者によっては、限度額適用認定証等の発行を廃止している場合があります。その場合は、適用区分が記載された資格確認書を発行できるか加入されている保険者にご確認ください。

上記により確認できない場合、保険者への照会を行う場合があります。

その場合、保険者照会に用いる書類（課税・非課税証明書等）の追加提出が必要になることがあります。

本人の住民票

肝炎治療月額管理票の写し

※肝炎治療受給者証被交付者のみ

【提出先・お問い合わせ先】

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

静岡県健康福祉部 医療局 疾病対策課

電話：054-221-3773